

# 令和5年度 第2回 茨木市地域福祉推進分科会

◇ 日 時 令和5年8月22日(火曜日)

午後2時から

◇ 場 所 茨木市役所南館10階大会議室

---

## 《次 第》

1 開 会

2 議 題

- ① 次期総合保健福祉計画の理念・基本目標について 資料1
- ② 地域福祉計画（第4次）・社会福祉協議会地域福祉活動計画（第3次）の骨子案について 資料2

3 その他

4 閉 会

---

茨 木 市

## 次期総合保健福祉計画の理念・基本目標について

### 第1節 理念

「すべての人が健やかに、支え合い暮らせる、  
みんなが主役の地域共生のまちづくり」  
～持続可能な包括的支援体制の実現とともに～

人口減少社会において、今後さらに少子高齢化が進行し、様々な面において担い手の不足が生じ、現在の地域社会や支援体制（サービス提供体制）の持続が困難になっていくことが予想されます。地域社会や支援体制を持続可能なものとし、さらに包括的な支援体制へと発展させるためには、誰もが主体的に活躍できる環境を整え、担い手を増やし、維持し、またそれぞれが共に協力して取り組むことを推進することにより、地域活動の活性化を図る必要があります。

本計画を策定するにあたっては、持続可能な包括的支援体制の実現とともに地域共生のまちづくりをめざすことを理念として設定します。

この理念のもと、複雑化、複合化する多様な困りごとに対し、解決に向けて包括的な支援体制で伴走すること、また市民や団体、事業者等がそれぞれに力を発揮しながら、主体的に協働して相乗効果が生まれるよう行政として支援することに特に留意し、貴重な地域社会の担い手が効率的、効果的に活躍できるよう、必要に応じ支援体制等の整理や統合による最適化の工夫も行いながら、保健福祉の各種施策を推進していきます。

### 第2節 基本目標

本計画では、理念に基づいて各施策を推進していくため、6つの基本目標を定めます。この基本目標は、前計画の6つの基本目標の考え方を継承し、各分野別計画において、共通の目標とします。

#### 基本目標Ⅰ お互いにつながり支え合える

市民の多様な困りごとを受け止める保健福祉分野の包括的な支援体制の充実を図るとともに、市民や団体、事業者等のあらゆる機関が、本計画の理念に基づいた持続可能な地域づくりや地域課題の解決について当事者意識を持ち行動する「主役」となれるよう、取組や連携を推進します。

## 基本目標2 健康にいきいきと自立した日常生活を送れる

市民が心身ともに健康で、個別の状況に応じいきいきとした日常生活を送れるよう、生涯を通じた健康づくりと生活習慣病の予防などに向けた取組を進めます。また、一人ひとりがそれぞれの強みをいかし、生活機能（心身機能・構造、活動、参加）※を維持または向上させ、適切な環境の調整を通じて、自立した日常生活を送るための専門的な支援の提供ができる体制を整備します。

※国際生活機能分類（ICF）（世界保健機関（WHO）、2001）による

## 基本目標3 憩える 参加できる 活躍できる

一人ひとりの状況に応じて、身近な地域で憩える、参加できる、活躍できる機会の創出に取り組みます。地域社会での多様な形態の参加、活躍とともに、年齢や属性に関わらず就労をめざすことができるよう支援し、誰もが地域社会を支える担い手として活躍できる地域づくりをめざします。

## 基本目標4 一人ひとりの権利が尊重される

子どもから高齢者、障害者などのすべての市民がお互いを理解し、尊重し合える意識の醸成に努めるとともに、虐待防止や権利擁護に関する施策を推進することにより、支援が必要な人を早期に発見し、適切な支援につなげていきます。

## 基本目標5 情報を活かして、安全・安心に暮らせる

ICTの活用など様々な手段によって、誰にとってもわかりやすい情報を迅速に発信するとともに、その情報が必要な人に届き、いかされる体制整備を推進します。また、災害時等の緊急時には、市と関係機関が適正に情報を共有・活用して、安全・安心に暮らせる地域づくりを推進します。

## 基本目標6 持続可能な社会保障を推進する

生活保護制度や介護保険制度、障害福祉サービス等の社会保障について、今必要とする人が利用できることはもとより、将来必要とする人も継続的に利用できるよう、持続可能性に配慮し、市民や関係機関の理解や協力を得て、法令等に則った公正・適正・円滑な運用を推進します。

茨木市地域福祉計画(第4次)

茨木市社会福祉協議会地域福祉活動計画(第3次)

【骨子案】



## 第1節 前計画の評価と課題

### 前計画の基本目標1 お互いにつながり支え合える

#### 【市】

令和2年度より、新型コロナウイルス感染症の影響により地域の様々な活動が制限される状況にあり、コロナ禍による収入の減少や失業、外出機会の減少による孤立など、地域でのつながりが希薄になりました。支援を必要とする人が抱える課題についてはさらに複雑化・複合化する傾向にあり、CSWの相談支援件数は増加し続けています。

そのような中、地域でできることをと、民生委員・児童委員活動の支援等は継続して行い、コロナ禍の中でも電話やポスティングを活用して地域のひとり暮らし高齢者等の見守りを継続実施するなど、工夫した活動が行われました。

#### 茨木市再犯防止推進計画について

令和3年(2021年)3月の総合保健福祉計画(第2次)中間見直しの際に、新たに「茨木市再犯防止推進計画」を「地域福祉計画(第3次)」に包含するものとして位置付け、国の再犯防止推進計画の基本方針、重点課題と主な施策を踏まえ、取組を進めてきました。

茨木市更生保護サポートセンターの運営支援を行い、保護司会、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主会及び更生保護推進協議会の活動を引き続き支援しました。また、社会を明るくする運動では、コロナ禍において活動が制限された年度もありましたが、街頭啓発活動の方法を見直し、駅構内やバス車内にポスターを掲出することで、社会を明るくする運動の主旨を広く市民に周知し、協力を呼びかける啓発活動に新たに取り組みました。

#### 【社会福祉協議会】

新型コロナウイルス感染症の影響で人と人が集う機会を自粛せざるを得ない状況で十分な話し合いや活動の振返りが出来ないことから、地区行動計画の策定にいたってはなかなか進みませんでした。コロナ禍でも創意工夫した活動を継続した経験を次期計画づくりに繋げることが必要と考えます。

賛助会員制度については、自治会加入率が低下する中で会員を増やしていくことの困難さはありますが、各地区福祉委員会が実施する事業の必要性を分かりやすく伝えるため独自の会員募集チラシを作成するなど、新たな試みを行いました。

指標	実績			達成目標
	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
地区行動計画策定地区数(合計)	10地区	10地区	11地区	33地区 (全地区)

## 前計画の基本目標2 健康にいきいきと自立した生活を送る

### 【市】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、収入の減少や失業などによる相談件数が大幅に増加し、住居確保給付金や社会福祉協議会の事業である生活福祉資金貸付事業の申請者も大幅に増加しました。

今後も相談者数は高い水準で推移することが予想されます。より実効性のある支援を実施するために、相談体制の整備や支援プランの作成件数を増やす必要があります。

また、学習・生活支援事業については、利用に至っていない世帯に対する参加勧奨を今後も継続して行う必要があります。

指標	実績			達成目標
	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
生活困窮者自立支援事業 新規相談受付件数	2,039件	1,155件	1,114件	538件
就労支援対象者数	103件	98件	80件	162件
生活困窮者自立支援事業の就 労支援による就労・増収実績	77件	55件	54件	122件

### 【社会福祉協議会】

コロナ禍のため突然の減収や失業等になった生活困窮者を、市の「生活困窮者自立支援事業」と連携し、コロナ禍で顕在化した生活困窮者の生活再建のための福祉資金の貸付等、生活支援や相談支援を継続して行いました。

地域ではぷらっとホーム事業をはじめ各種サロン事業で、様々な住民が集える場を創ってきましたが、生活困窮者等も含めた要支援者を発見、支援できるよう専門職が積極的に関与し支援に繋げる仕組みを創っていく必要があります。

## 前計画の基本目標3 “憩える・活躍できる”場をつくる

### 【市】

地域住民が気軽に集い、活動・交流を行うことができる場の充実を図るため、地域福祉活動拠点の確保・運営について、引き続き支援を行いました。

### 【社会福祉協議会】

コロナ禍の中でもボランティア養成講座の開催回数は増加しましたが、登録者人数については減少しています。

ただ、“ボラかふえ”などボランティア個々の強みを活かす機会づくりと気軽に活動できる仕組みについては徐々に広がりつつあります。

地域においても活動の担い手づくりが難しくなる中で、地域活動に関心を持ってもらい、活動への第一歩を踏み出しやすくするための取組が必要と考えています。

福祉教育においては学校教育等の場面を通じて地域住民や障害当事者の協力を得て、当事者とのふれあいからその生活を知ること、また当事者自らの声を聴く機会を持つことで一人ひとりの個性や強みに気付いてもらうよう実施しています。

お互いに支え合い”つながる”場としてサロン活動等は多くの地区で実施していますが、ぷらっとホーム事業の全地区実施にはいたっていません。地区福祉委員会の活動拠点を整備する事業ではありますが、本当に拠点が必要なのか、また必要であっても着手できない理由は何か。それらを再検討する必要があると考えています。

また、地域における活動の担い手づくりも難しくなる中で、地域活動に関心を持ってもらい、活動への第一歩を踏み出しやすくするため、ボランティアセンターのみならず、地域の身近なコーディネーターが必要と考えています。

指標	実績			達成目標
	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
ボランティアの養成講座メニュー数	3種類	11種類	13種類	10種類
「ぷらっとホーム」の設置数(合計)	9か所	10か所	10か所	33か所

#### 前計画の基本目標4 一人ひとりの権利が尊重される

##### 【市】

権利擁護推進にかかる担い手の確保のため、市民後見人の養成を引き続き行いました。市民後見人の養成人数については目標値を達成していますが、受任実績は平成30年度の1件にとどまっています。引き続き制度の周知に努めるとともに、総合的な権利擁護支援を担う中核機関等のあり方について検討する必要があります。

また、国の動きとして、令和4年3月25日に第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。「権利擁護支援策の総合的な充実」「地域連携ネットワークづくりの推進」などが挙げられており、これらの内容を踏まえた本市における成年後見制度利用促進計画の作成が必要となっています。

指標	実績			達成目標
	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
市民後見人の養成人数(合計)	14人	14人	18人	14人

## 【社会福祉協議会】

権利擁護支援の一環である日常生活自立支援事業において、契約時から判断能力がより低下してしまった利用者について、専門職（司法書士）とのケース検討会を実施することで、成年後見制度等へスムーズに移行できるよう進めています。

（仮称）権利擁護センター設置にまでは至っていませんが、引き続き社協が取り組むべき権利擁護支援について市とも協議を重ねながら、権利擁護に関する専門職や関係機関等との支援ネットワークづくりも含め、相談窓口等の設置に向けて進めています。

## 前計画の基本目標5 安全・安心で必要な情報が活かされる

### 【市】

平成30年6月に発生した大阪北部地震の課題等を踏まえ、災害時の安否確認や避難支援の方法について、関係機関との連携、役割分担の整理が必要となっています。

令和3年5月の災害対策基本法の改正により市町村の努力義務となった「個別避難計画」の作成に向け、名簿登録対象者への制度周知と計画作成に関する意向調査を令和5年3月に実施しました。

この調査結果を踏まえ、具体的な計画の作成方法等についての検討が必要です。

## 【社会福祉協議会】

ホームページやブログ、SNSなどでタイムリーに情報発信する管理体制を維持するために、ボランティア等の協力体制についても検討を進めています。

災害時の支援体制に関しては、大阪北部地震の際に災害ボランティアセンターを設置し運営をした教訓を生かし、関係機関向けの研修会や災害ボランティアセンター運営シミュレーション訓練を実施し、災害時のボランティア活動や災害ボランティアセンターの機能と役割について周知できました。

今後は、災害時に専門職や地域住民がお互いの役割を理解し、的確な情報を共有し支援活動を行うために、専門職や地域住民を含めた取組が必要になります。

## 前計画の基本目標6 社会保障制度の推進に努める

### 【市】

生活保護制度について、関係各課や関係機関と連携し、被保護世帯への個別支援、生活の安定や自立促進を図るための健康管理支援、就労支援などを行いました。

また、社会福祉法人及び福祉サービス事業者のサービス提供の質の確保等が図られるように適正な指導監査を実施しました。

## 【社会福祉協議会】

日常生活自立支援事業では、利用者の半数が生活保護受給者であることから、主に金銭管理が苦手な方が地域で安心して生活できるよう、市の担当ケースワーカーと連携し支援を行っています。

また、健康管理や日常生活に著しく支障をきたしている世帯に対して、市の生活保護担当課と連携し「生活必需品等購入のための資金」を生活福祉資金貸付事業により支援しています。

## 第2節 地域福祉計画(第4次)・地域福祉活動計画(第3次)

### 1 地域福祉計画(第4次)策定の趣旨

- ・社会福祉法に基づく「地域福祉計画」の位置づけとの関連
- ・他計画との関連(横串を通す考え方)
- ・「再犯防止推進計画」を引き続き包含
- ・「成年後見制度利用促進計画」を新たに包含
- ・「大阪府地域福祉支援計画」の内容を踏まえて展開

### 2 地域福祉活動計画(第3次)策定の趣旨・推進体制

- ・地域福祉推進の中核的な役割を担う位置づけ
- ・ボランティアや地域住民の主体的な活動の推進
- ・地区福祉委員会の活動支援
- ・ボランティアセンター機能の充実
- ・権利擁護支援体制の充実
- ・地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制づくりへの積極的な参画
- ・理事会、評議員会、地区福祉委員会への報告、協議

### 3 両計画の一体的策定の意義

地域福祉推進のための基盤や体制整備に関する事項を規定する「地域福祉計画」と、それを実行するための活動のあり方を定める「地域福祉活動計画」とは、地域住民をはじめとする地域福祉の推進に関わる様々な担い手の参加と協力を得ながら、取組を展開するという共通の目的を持つものです。

そこで、共通の理念と基本目標のもと、相互に連携をとりながら、より効率的・効果的に地域福祉の推進を図るため、引き続き両計画を一体的に策定するものとします。

#### 4 主な取組

### 基本目標1 お互いにつながり支え合える

#### 施策(1) 見守り体制・つなぎ機能の強化

総合保健福祉計画で掲げる包括的な支援体制に基づき、各小学校区における発見・相談・見守り体制の強化とネットワークの整備を進めます。

#### 【主な取組】(市)

##### ①コミュニティソーシャルワーカー(CSW)による相談支援の実施

- ・コミュニティソーシャルワーカーによる相談支援

##### ②健康福祉セーフティネットの推進

- ・健康福祉セーフティネットの継続的な取組の推進

#### 【主な取組】(社会福祉協議会)

##### ①健康福祉セーフティネットへの参画・推進

- ・地域支援担当者を中心に各地区で開催される会議等への参画
- ・様々な理由で困窮し、生き辛さを感じている人を見守り支援できる地域づくりの推進

#### 施策(2) 地域福祉活動の推進

地域住民が地域課題に気づき、共感することができるような地域づくりを推進します。また、年齢や性別、障害の有無等にかかわらず、お互いにつながり支え合えるような環境整備に努めます。

#### 【主な取組】(市)

##### ①地域福祉活動の支援

- ・アンケート調査結果「近所付き合いの程度」を引用
- ・民生委員・児童委員、地区福祉委員会の活動への支援

##### ②福祉事業推進基金の活用

- ・基金の効率的・効果的な活用方法の検討、周知

### ③社会福祉法人の地域貢献への指導・助言

- ・社会福祉法人が地域公益事業を実施する場合の指導・助言

#### 【主な取組】(社会福祉協議会)

---

##### ①地区福祉委員会活動の推進

- ・地域の実情に添った地区行動計画の策定と推進

##### ②地域福祉推進のための寄付等への理解促進と有効活用

- ・社協活動や地区福祉委員会活動の理解促進
- ・募金活動の創意工夫

#### 施策(3) 民生委員・児童委員活動の推進

市民の身近な相談相手である民生委員・児童委員の活動について、市民への周知・啓発を行うとともに、民生委員・児童委員が活動しやすい環境の整備を進めることにより、民生委員・児童委員活動の推進に努めます。

#### 【主な取組】(市)

---

##### ①民生委員・児童委員活動の市民への普及・啓発

- ・アンケート調査結果「民生委員・児童委員の認知度」を引用
- ・民生委員・児童委員の役割や活動内容の周知・啓発

##### ②民生委員・児童委員活動への支援

- ・民生委員・児童委員への研修実施

##### ③民生委員・児童委員の担い手の確保

- ・活動に取り組みやすい環境づくり
- ・新たな担い手の確保

#### 【主な取組】(社会福祉協議会)

---

##### ①民生委員・児童委員と連携した地域福祉の推進

- ・民生委員・児童委員の役割周知
- ・民生委員・児童委員との情報共有

#### 施策(4)更生保護の推進(茨木市再犯防止推進計画)

国の再犯防止推進計画の基本方針、重点課題と主な施策を踏まえ、過去に罪を犯した人たちの地域社会での立ち直りを助け、再び犯罪や非行に陥ることのない環境づくりを推進します。取組の推進に当たっては、保護司会や大阪保護観察所など、様々な関係団体との連携を図ります。

##### 【主な取組】(市)

---

#### ①茨木市更生保護サポートセンターの設置・運営支援

- ・「茨木市更生保護サポートセンター」の運営支援

#### ②「社会を明るくする運動」の推進

- ・「社会を明るくする運動」の啓発のための行事や宣伝活動等の実施

#### ③保護観察対象者に対する就労支援

- ・協力雇用主やコレワーク(矯正就労支援情報センター)との連携、市のスマイルオフィス事業等を利用することによる就労支援

#### ④更生保護関係団体の活動支援

- ・保護司会、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主会及び更生保護推進協議会の活動支援

#### ⑤矯正施設との連携

- ・「矯正施設所在自治体会議」への参画
- ・浪速少年院との連携

##### 【主な取組】(社会福祉協議会)

---

#### ①「社会を明るくする運動」への協力

- ・「社会を明るくする運動」の広報啓発

## 基本目標2 健康にいきいきと自立した日常生活を送れる

### 施策(1)生活困窮者の自立に向けた支援

生活困窮者自立支援制度に基づき、仕事が見つからない、将来に不安があるなど、困難を有する生活困窮者が制度の狭間に陥らないように、様々な機関と連携した支援体制の充実を推進します。

#### 【主な取組】(市)

---

##### ①生活困窮者の早期発見・早期支援

- ・生活困窮者自立相談支援機関による支援
- ・生活保護制度への適切なつなぎ

##### ②生活困窮者に対する自立に向けた各種支援の実施

- ・生活困窮者を取り巻く課題解決と自立に向けた計画(支援プラン)の策定
- ・生活困窮者の個々の状況に応じた柔軟な支援

##### ③就労の体験や訓練を活用した就労準備支援の推進

- ・就労の体験等を通じた就労意欲の向上、一般就労へつなげる支援

##### ④子どもの学習支援事業の推進

- ・生活困窮世帯の子どもへの学習・生活支援事業の実施

##### ⑤全庁的な実施体制の推進

- ・庁内の関係各課との協力、全庁的な実施体制の推進

##### ⑥生活困窮者支援における他機関との連携

- ・フードバンクなどの民間の生活困窮者支援の関係団体や、電気・ガスなどのライフライン事業者との連携

#### 【主な取組】(社会福祉協議会)

---

##### ①生活困窮者自立支援事業との連携

- ・生活困窮者の自立のため、社協が実施する様々な事業を活用し連携

### 基本目標3 憩える 参加できる 活躍できる

#### 施策(1) 地域で活躍できる人材の育成

地域住民が、それぞれの個性や能力に応じた役割を担い、地域で活躍することができるような環境づくりを推進します。

#### 【主な取組】(市)

---

##### ① ボランティア活動への支援

- ・多様な世代がボランティア活動に参加しやすい環境づくりの推進
- ・地域団体等によるボランティア活動や福祉活動の支援

#### 【主な取組】(社会福祉協議会)

---

##### ① 地域福祉活動の担い手づくり

- ・気軽に参加できる場や機会の拡充

##### ② ボランティア活動の周知啓発

- ・ボランティア活動の情報発信と周知方法の工夫

##### ③ 福祉教育の充実

- ・地域住民一人一人の福祉に対する気付きを促す活動の充実

#### 施策(2) 地域の交流・活動拠点づくりの推進

地域での活動を推進していくためには、活動のための拠点の充実が必要です。地域住民の身近なところで地域福祉活動が展開され、きめ細やかな支援が提供されるように、活動拠点づくりを推進します。

#### 【主な取組】(市)

---

##### ① 地域福祉活動拠点の確保支援

- ・地域住民が身近な場所で気軽に集うことができる地域福祉活動拠点確保を支援

## 【主な取組】(社会福祉協議会)

---

### ①ぷらっとホーム事業の推進

- ・住民の声を聴き、地域ごとの実情にあわせた拠点づくりの推進

### ②地域拠点活動の推進

- ・ボランティアの自発性・先駆性を活かした様々な地域拠点での活動の推進

## 施策(3)生活困窮者支援を通じた地域・関係づくり

生活困窮者の支援においては、個別の支援だけではなく、地域として生活困窮者等の早期発見や見守りができる体制を整備し、働く場や参加する機会を広げていくことが必要となります。生活困窮者が社会とのつながりを実感できるような地域づくりを目指します。

## 【主な取組】(市)

---

### ①生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・生活困窮者の活躍できる場の創出など、より良い地域づくりの推進

### ②スマイルオフィス事業の推進

- ・就労に課題を抱える生活困窮者等に対して就労の場を提供
- ・一般就労に向けた支援、定着支援、職場の理解促進

### ③多様な働き方(中間的就労)の場の創出

- ・企業への本人の状況に応じた多様な働き方への理解、協力の依頼

## 【主な取組】(社会福祉協議会)

---

### ①生活困窮者を支援する体制づくり

- ・社協の事業を活かして、就労や社会復帰へのステップアップを支援
- ・コロナ貸付償還に関する被貸付者へのフォローアップの実施

## 基本目標4 一人ひとりの権利が尊重される

### 施策(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

#### (茨木市成年後見制度利用促進計画)

国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」の方針、主な施策等を踏まえ、認知症や障害により判断能力が十分ではない状態であっても、日常生活上、不利益を受けることなく、その人らしい生活を送ることができるように、権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制の整備、意思決定支援・身上保護を重視した支援体制の構築を推進します。

#### 【主な取組】(市)

##### ①権利擁護支援の地域ネットワークづくり

・障害者・高齢者虐待防止ネットワーク等を通じた関係機関への啓発、連携協力

##### ②中核機関の整備

・広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能の段階的な整備  
・社会福祉協議会が設置する(仮称)権利擁護センターとの連携

#### 【主な取組】(社会福祉協議会)

##### ①権利擁護支援の体制強化

・権利擁護に関する相談窓口の設置((仮称)権利擁護センター)

##### ②権利擁護支援の周知啓発

・(仮称)権利擁護センターの機能等についての周知啓発

### 施策(2) 成年後見制度利用の促進(茨木市成年後見制度利用促進計画)

...

#### 【主な取組】(市)

##### ①成年後見審判(法定後見)市長申立による権利擁護

・成年後見制度利用の申立てができない高齢者や障害者等への市長申立による支援

②成年後見制度利用支援事業及び報酬助成事業の活用

- ・成年後見審判（法定後見）の申立てを行う必要があり、その費用の負担が困難な場合について、費用の一部を助成
- ・成年後見人等に対する報酬支払いが困難な場合について、報酬の一部を助成

【主な取組】（社会福祉協議会）

①日常生活自立支援事業利用者への成年後見制度利用支援

- ・日常生活自立支援事業から成年後見制度へのスムーズな移行

施策（3）担い手の育成・活動の推進（茨木市成年後見制度利用促進計画）

…

【主な取組】（市）

①市民後見人の養成

- ・大阪府社会福祉協議会と連携・協力して、市民後見人を養成

【主な取組】（社会福祉協議会）

①市民後見人との連携

- ・市民後見人との連携

## 基本目標5 情報を活かして、安全・安心に暮らせる

### 施策(1) 情報提供の充実

市で行う事業を充実させるだけでなく、市民にその周知を図り、必要な人に必要な情報が届くように、多様な手段を用いて情報提供の充実を図ります。

#### 【主な取組】(市)

---

##### ① 分かりやすい情報提供の仕組みづくり

- ・アンケート調査結果「福祉に関する施策や事業に関する情報の入手先」を引用
- ・分かりやすくきめ細かな情報提供

##### ② 情報アクセシビリティの向上

- ・多様な情報提供手段の活用による、情報アクセシビリティの向上

##### ③ 出前講座の充実

- ・出前講座メニューの充実等、地域住民への分かりやすい情報提供

#### 【主な取組】(社会福祉協議会)

---

##### ① 広報の充実

- ・ホームページや SNS、広報紙等の積極的な活用
- ・マスコットキャラクターを活用し、印象に残る周知活動の実施

### 施策(2) 災害時における避難行動要支援者に対する支援体制の充実

地域で支え合い、助け合う関係を築く中で、要配慮者を把握し見守り、災害時等の緊急時に安否確認や支援を行うことができる仕組みを整備します。

#### 【主な取組】(市)

---

##### ① ネットワークを通じた要配慮者の把握

- ・民生委員・児童委員等に「災害時避難行動要支援者名簿」を提供
- ・災害時等の緊急時の安否確認等の支援体制の充実

## ②個別避難計画作成の推進

- ・関係機関と連携し、制度の周知啓発を推進
- ・個別避難計画の作成による防災意識の向上

## ③災害ボランティアセンターとの連携

- ・平常時からの関係団体との連携

## 【主な取組】(社会福祉協議会)

---

### ①災害ボランティアセンターの周知啓発

- ・災害ボランティアセンター設置、運営シミュレーションの定期的な開催
- ・災害時に協働できるネットワークづくり
- ・災害ボランティアセンター周知啓発活動の推進

## 施策(3)地域防犯活動の充実

## 【主な取組】(市)

---

### ①防犯意識の普及推進

- ・関係機関等との連携を通じて、地域における防犯活動の充実

## 【主な取組】(社会福祉協議会)

---

### ①犯罪や非行が起こらない地域づくり

- ・地域の見守り活動や各種サロン事業等を通じた、犯罪や非行を生み出さない地域づくりの推進

## 基本目標6 持続可能な社会保障を推進する

### 施策(1) 生活保護制度の適正実施

#### 【主な取組】(市)

---

##### ①生活保護制度の適正実施・個別支援

- ・生活保護が必要な状況にある要保護者への支援
- ・生活保護から自立した際に、再び生活困窮状態に陥らないように、関係各課と連携して支援

#### 【主な取組】(社会福祉協議会)

---

##### ①生活保護制度との連携

- ・生活福祉資金貸付や日常生活自立支援事業の支援との連携

### 施策(2) 社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適正な指導監査

#### 【主な取組】(市)

---

##### ①社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適正な指導監査

- ・社会福祉法人及び福祉サービス事業者に対し、指導監査の実施

##### ②第三者評価等によるサービスの質の向上

- ・第三者評価の受審促進

地域福祉計画(第3次)・地域福祉活動計画(第2次)

基本目標・施策	主な取組(市)	主な取組(社協)
<b>基本目標1 お互いにつながり支え合える</b>		
施策(1) 見守り体制・つなぎ機能の強化	①CSWiによる相談支援の実施	①健康福祉セーフティネットへの参画・推進
	②健康福祉セーフティネットの推進	
施策(2) 地域福祉活動の推進	①地域福祉活動の支援	①地区福祉委員会活動の推進(地区行動計画の策定)
	②福祉事業推進基金の活用	②地域福祉推進のための寄付等への理解促進と有効活用
	③社会福祉法人の地域貢献への指導・助言	
施策(3) 民生委員・児童委員活動の推進	①民生委員・児童委員活動の市民への普及・啓発	①民生委員・児童委員と連携した地域福祉の推進
	②民生委員・児童委員活動への支援	
	③民生委員・児童委員の担い手の確保	
施策(4) 更生保護の推進【再犯防止推進計画】	①茨木市更生保護サポートセンターの設置・運営支援	①「社会を明るくする運動」への協力
	②「社会を明るくする運動」の推進	
	③保護観察対象者に対する就労の場の提供	
	④更生保護関係団体の活動支援	



地域福祉計画(第4次)・地域福祉活動計画(第3次)

基本目標・施策	主な取組(市)	主な取組(社協)
<b>基本目標1 お互いにつながり支え合える</b>		
施策(1) 見守り体制・つなぎ機能の強化	①CSWiによる相談支援の実施	①健康福祉セーフティネット会議への参画・推進
	②健康福祉セーフティネットの推進	
施策(2) 地域福祉活動の推進	①地域福祉活動の支援	①地区福祉委員会活動の推進
	②福祉事業推進基金の活用	②地域福祉推進のための寄付等への理解促進と有効活用
	③社会福祉法人の地域貢献への指導・助言	
施策(3) 民生委員・児童委員活動の推進	①民生委員・児童委員活動の市民への普及・啓発	①民生委員・児童委員と連携した地域福祉の推進
	②民生委員・児童委員活動への支援	
	③民生委員・児童委員の担い手の確保	
施策(4) 更生保護の推進【再犯防止推進計画】	①茨木市更生保護サポートセンターの設置・運営支援	①社会を明るくする運動への協力
	②「社会を明るくする運動」の推進	
	③保護観察対象者に対する就労支援	
	④更生保護関係団体の活動支援	
	⑤矯正施設との連携	

<b>基本目標2 健康にいきいきと自立した生活を送る</b>		
施策(1) 生活困窮者の自立に向けた支援	①生活困窮者の早期発見・早期支援	①生活困窮者自立支援事業との連携
	②生活困窮者に対する自立に向けた各種支援の実施	
	③就労の体験や訓練を活用した就労準備支援の推進	
	④子どもの学習支援事業の推進	
	⑤全庁的な実施体制の推進	
	⑥生活困窮者支援における他機関との連携	
施策(2) 生活困窮者支援を通じた地域・関係づくり	①生活困窮者支援を通じた地域づくり	①生活困窮者を早期に支援につなげる仕組みづくり
	②スマイルオフィス事業の推進	②生活困窮者を支援できる地域づくり
	③多様な働き方(中間的就労)の場の創出	

<b>基本目標2 健康にいきいきと自立した日常生活を送れる</b>		
施策(1) 生活困窮者の自立に向けた支援	①生活困窮者の早期発見・早期支援	①生活困窮者自立支援事業との連携
	②生活困窮者に対する自立に向けた各種支援の実施	
	③就労の体験や訓練を活用した就労準備支援の推進	
	④子どもの学習支援事業の推進	
	⑤全庁的な実施体制の推進	
	⑥生活困窮者支援における他機関との連携	

<b>基本目標3 “憩える・活躍できる”場をつくる</b>		
施策(1) 地域で活躍できる人材の育成	①ボランティア活動への支援	①地域福祉活動の担い手づくり
		②福祉教育の充実
施策(2) 地域の交流・活動拠点づくりの推進	①地域福祉活動拠点の確保支援	①ぶらっとホーム事業推進

<b>基本目標3 憩える 参加できる 活躍できる</b>		
施策(1) 地域で活躍できる人材の育成	①ボランティア活動への支援	①地域福祉活動の担い手づくり
		②ボランティア活動の周知啓発
施策(2) 地域の交流・活動拠点づくりの推進	①地域福祉活動拠点の確保支援	①ぶらっとホーム事業の推進
		②地域拠点活動の推進
施策(3) 生活困窮者支援を通じた地域・関係づくり	①生活困窮者支援を通じた地域づくり	①生活困窮者を支援する体制づくり
	②スマイルオフィス事業の推進	
	③多様な働き方(中間的就労)の場の創出	

<b>基本目標4 一人ひとりの権利が尊重される</b>		
施策(1) 権利擁護の推進	①市民後見人の養成・活用	①権利擁護の支援体制の強化
	②成年後見審判(法定後見)市長申立による権利擁護	

<b>基本目標4 一人ひとりの権利が尊重される</b>		
施策(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり【成年後見制度利用促進計画】	①権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	①権利擁護支援の体制強化
	②中核機関の整備	②権利擁護支援の周知啓発
施策(2) 成年後見制度利用の促進【成年後見制度利用促進計画】	①成年後見審判(法定後見)市長申立による権利擁護	①日常生活自立支援事業利用者への成年後見制度利用支援
	②成年後見制度利用支援事業及び報酬助成事業の活用	
施策(3) 担い手の育成・活動の推進【成年後見制度利用促進計画】	①市民後見人の養成	①市民後見人との連携

<b>基本目標5 安全・安心で必要な情報が活かされる</b>		
施策(1) 情報提供の充実	①分かりやすい情報提供の仕組みづくり	①広報活動の充実
	②情報アクセシビリティの向上	
	③出前講座の充実	
施策(2) 災害時の情報伝達体制、要配慮者の把握	①ネットワークを通じた要配慮者の把握	①災害ボランティアセンターの設置
	②災害ボランティアセンターとの連携	②地域力をいかし、災害に備える福祉活動の充実
施策(3) 地域防犯活動の充実	①防犯意識の普及推進	①犯罪や非行が起らない地域づくり

<b>基本目標5 情報を活かして、安全・安心に暮らせる</b>		
施策(1) 情報提供の充実	①分かりやすい情報提供の仕組みづくり	①広報の充実
	②情報アクセシビリティの向上	
	③出前講座の充実	
施策(2) 災害時における避難行動要支援者に対する支援体制の充実	①ネットワークを通じた要配慮者の把握	①災害ボランティアセンターの周知啓発
	②個別避難計画作成の推進	
	③災害ボランティアセンターとの連携	
施策(3) 地域防犯活動の充実	①防犯意識の普及推進	①犯罪や非行が起らない地域づくり

<b>基本目標6 社会保障制度の推進に努める</b>		
施策(1) 生活保護制度の適正実施	①生活保護制度の適正実施・個別支援	①生活保護制度との連携
施策(2) 社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適正な指導監査	①社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適正な指導監査	
	②第三者評価等によるサービスの質の向上	

<b>基本目標6 持続可能な社会保障を推進する</b>		
施策(1) 生活保護制度の適正実施	①生活保護制度の適正実施・個別支援	①生活保護制度との連携
施策(2) 社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適正な指導監査	①社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適正な指導監査	
	②第三者評価等によるサービスの質の向上	